(公正取引委員会29-1)

											(公正取引委員会29-1)
施策名	独占勃	 禁止法違反行為に対する措	置等 企業網	吉合の迅速かつ的確な審査	担当台	部局名		企業結合認	<u></u>	作成責任者名	企業結合課長 深町 正徳
施策の概要	づいて, 迅速かれた場合には通	つ的確な企業結合審査を行	うい,独占禁. 要な企業結合	事業譲受け等)について、届 止法の規定に違反すること 合事例を公表することにより 企業結合を防止する。	が認めら 政策体						ることとなる企業結合を防止すること 主的で健全な発達に資する。
達成すべき目標	的確な企業結合		分野における	事業譲受け等)について,迅 競争を実質的に制限するこ 維持・促進する。	・レレナンス 日標語	設定の 業	D民主的で 美結合審査 こ制限する	まの目的である一般消費:で健全な発達を促進するが をを行い、一定の取引分野 5こととなる企業結合を防 竞争を維持・促進させること	所における競争を実質的 止することにより、公正か	政策評価実施 予定時期	平成31年4月~7月
								 D目標値			
測定指	旨標	目標(値)					年度ごとの実績値				割定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	24年度	25年度						
	画の届出を受理 処理状況 (第1	届出の受理後30日以内	29年度				100	%			本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第1
次審査)(注				100%	100%	100%		100%	100%		次審査)を測定する。目標値は、独 占禁止法の規定に基づき設定した。
。した案件の処	画の届出を受理 処理状況 (第2	全ての報告等の受理後	29年度				100	%			本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第2
· 次審査に移行 2)	行したもの)(注	90日以内	29年及	100%	100%	100%		100%	100%		次審査)を測定する。目標値は、独 占禁止法の規定に基づき設定した。
				的研	な企業結合審査を行い, でな企業にはできます。	一定の取引分野に	おける競	争を実質的に制限するこ	ととなる企業結合を防止する	る。	
					結合審査に努め、一定の 取引分野における競争を	結合審査に努め、 取引分野における	一定の 競争を ことと 5止に	結合審査に努め、一定の 取引分野における競争を 実質的に制限することと なる企業結合の防止に	結合審査に努め、一定の		
				① 企業結合の届出受理 ① 件数[349件](注3)	① 同左[264件]	① 同左[289件]	(① 同左[295件]	① 同左[319件]		
				公正取引委員会ウェ ブサイトの企業結合 公表事例集への掲載 事例件数[11件]	② 同左[10件]	② 同左[10件]	Ç	② 同左[11件]	② 同左[12件]		
。の取引分野は		的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。	29年度	公正取引委員会ウェ ブサイトに掲載された ③ 企業結合公表事例集 の事例1件当たりの 頁数[9.5頁]	③ 同左[6.2頁]	③ 同左[7.9頁]	C	③ 同左[8.1頁]	③ 同左[8.7頁]		本件施策の有効性・効率性を評価するため、企業結合審査の状況を測定する。

			ブサイトに ④ 企業結合	セス件数(注	④ 同左[4,72	20件]	④ 同左[5,196件]	④ 同左[7,399件]	④ 同左[8,053件]		
			€ た一定の	指置を講じ 取引分野の の額(注5) 円]	⑤ 同左[約4	561億円]	⑤ 同左[約19億円]	⑤ 同左[i	約625億円]	⑤ 同左[約13兆9200億 所]		
					⑥ 同左[約2	74億円]	⑥ 同左[約1億円]	⑥ 同左[i	約38億円]	⑥ 同左[約8447億円]		
達成手段	予:	算額計(執行 (千円)	額)	当初予算額 (千円)	関連する指				達角	並手段の概要等		行政事業レビュー事業
	26年度	27年度	28年度	29年度	標							番号
(1) 企業結合の迅速かつ的確な審査に係る 経費	8,081 (6,808)	7,366 (7,377)	8,279 (8,130)	10,444	1~3					結合を防止して, 公正かつ を行うなどして, 迅速かつ的		_
施策の予算額・執行額	8,081 (6,808)	7,366 (7,377)	8,279 (8,130)	10,444			系する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)				-	

- (注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。
- (注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。
- (注3) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。
- (注4) 企業結合公表事例集について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。
- (注5) 公正取引委員会が当年度中に審査を終了した企業結合案件のうち、問題点解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した一定の取引分野の市場規模の額を記載している。
- (注6) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」については公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い、ない場合には当該率を3%と仮定した。また、「継続期間」については企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

(公正取引委員会29-2)

										(公正取引委員会29-2)
施策名	独占禁止	去違反行為に対する措置等	独占禁止法	去違反行為に対する厳正な は違反行為に対する厳正な	対処 担当	部局名	管理企画	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::	作成責任者名	管理企画課長 片桐 一幸
施策の概要		皇反する疑いのある行為に「認められた場合には,排除			世帯太護 以東14		奈止法違反行為を厳正かつ迅 引益確保と国民経済の民主的		「ることにより, 公正かつ自	ままでは、 日由な競争を維持・促進させ、一般消費
達成すべき目標	処するとともに,	皇反する私的独占,カルテル 酒類,石油製品及び家庭F ,これらを排除することによ	用電気製品の)小売業に係る不当廉売事	件につい 日標:	設定のに対し	禁止法の目的である一般消費 主的で健全な発達を促進する に厳正に対処し、独占禁止法 、公正かつ自由な競争を維持 Eした。	ため, 独占禁止法違反行為 違反行為を排除すること	政策評価実施 予定時期	平成31年4月~7月
						年度:		1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100		
測定排	旨標	目標(値)					ごとの実績値			割定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	I HIM TOO TELECTORIE
				独占 以下を始め、独占禁止法	T		お及び不公正な取引方法に厳 法 以下を始め、独占禁止法	T	⁻ る。	_
				以下を始め、独古崇正法 に違反する私的独占、カ ルテル、入札談合及び不 公正な取引方法に厳正 に対処し、これらの排除 に努めた。	に違反する私的独占、カ	に違反する私的独占、	カ に違反する私的独占, カ 不 ルテル, 入札談合及び不 E 公正な取引方法に厳正	に違反する私的独占、カ		
				申告件数(小売業(注 ① 1)に係る不当廉売申 告を除く。)[1,644件]	① 同左[1,277件]	① 同左[1,266件]	① 同左[1,121件]	① 同左[1,134件]		
				② 事件処理件数(法的 措置)[20件]	② 同左[18件]	② 同左[10件]	② 同左[9件]	② 同左[11件]		
				③ 事件処理件数(警告) [6件]	③ 同左[1件]	③ 同左[1件]	③ 同左[6件]	③ 同左[10件]		
				事件処理件数(注意) ④ (注2)[208件]	④ 同左[114件]	④ 同左[102件]	④ 同左[106件]	④ 同左[84件]		
				5 対象事業者数(法的 指置)[126名]	⑤ 同左[210名]	⑤ 同左[132名]	⑤ 同左[39名]	⑤ 同左[51名]		
				⑥ 対象事業者数(警告) [6名]	⑥ 同左[1名]	⑥ 同左[5名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[11名]		
独占, カルテ 1 び不公正な!	·ル, 入札談合及 取引方法の厳正	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札 改合及び不公正な取引方	29年度	⑦ 課徴金額[250億7644 万円]	⑦ 同左[302億4283万円]	⑦ 同左[171億4303万	円] ⑦ 同左[85億1076万円]	⑦ 同左[91億4301万円] (注6)		本件施策の有効性・効率性を評価するため、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合及び不公
■ な対処による■ 状況	るこれらの排除	法に厳正に対処し、これらを排除する。		課徴金納付命令等の 対象事業者数[113名]	8 同左[181名]	⑧ 同左[128名]	⑧ 同左[31名]	8 同左[32名] (注6)		正な取引方法の排除状況を測定する。

) 	⑩ 同左[1件]	⑨ 同左[1億3392万円]⑩ 同左[0件]⑪ 同左[61件]	⑪ 同左[1件]	⑨ 同左[2億8571万円]⑨ (注7)⑩ 同左[0件]⑪ 同左[124件]	
			課徴金減免制度の適	⑫ 同左[12件]	⑫ 同左[4件]	① 同左[7件]	⑰ 同左[9件]	
			法的措置を採った全 事件の平均事件処理 期間[約14か月(うち 意見聴取手続開始か ら法的措置までの平 均期間一)](注3)	③ 同左[約14か月(同左 ③ 一)]	⑬ 同左[約15か月(同左 ⑬ ー)]	③ 同左[約20か月(同左 ③ 約3か月)]	③ 同左[約15か月(同左 ③ 約2か月)]	
			刊新聞の報道量 ^① [16,040行](注4)	⑭ 同左[13,166行]	⑭ 同左[5,505行]	⑭ 同左[6,450行]	① 同左[6,077行]	
			法的措置によって保 護された消費者利益 額(注5)[約1589億 円]	⑤ 同左[約1274億円]	⑮ 同左[約1164億円]	⑤ 同左[約346億円]	⑤ 同左[約749億円]	
酒類. 石油製品及び家庭用 。電気製品の小売業における	FULL	00 T F			原則2♬	57月以内		本指標は、独占禁止法違反行為に 対する対処状況を測定し、本件施策 の有効性を評価するために選定した ものであり、その目標については、 「酒類の流通における不当廉売、差
酒類, 石油製品及び家庭用 電気製品の小売業における 不当廉売事件の平均処理期 間	原則2か月以内	29年度	2か月	2.1か月	原則2 <i>だ</i> 1.9か月	か月以内	2.0か月	対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定したものであり、その目標については、
2 電気製品の小売業における 不当廉売事件の平均処理期	原則2か月以内	29年度	2か月		1.9か月			対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定したものであり、その目標については、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」に基
2 電気製品の小売業における 不当廉売事件の平均処理期 間 酒類・石油製品・家庭用電気 製品等の小売業に係る不当	酒類・石油製品・家庭用 電気製品等の小売業に	29年度	以下を始め, 酒類・石油 製品・家庭用電気製品等 の小売業に係る不当廉 売事件について迅速に対	酒類・石油製品・家 以下を始め、酒類・石油 製品・家庭用電気製品等 の小売業に係る不当廉 売事件について迅速に対	1.9か月 在用電気製品等の小売業に 以下を始め、酒類・石油 製品・家庭用電気製品等 の小売業に係る不当廉	1.7か月 二係る不当廉売事件につい 以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対	て迅速に対処する。	対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定したものであり、その目標については、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」に基づき、設定した。 本件施策の有効性・効率性を評価するため、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業における不当廉売
2 電気製品の小売業における 不当廉売事件の平均処理期 間 酒類・石油製品・家庭用電気 製品等の小売業に係る不当	酒類・石油製品・家庭用 電気製品等の小売業に		以下を始め, 酒類・石油 製品・家庭用電気製品等 の小売業に係る不当廉 売事件について迅速に対	酒類・石油製品・家 以下を始め、酒類・石油 製品・家庭用電気製品等 の小売業に係る不当廉 売事件について迅速に対 処した。	1.9か月 在用電気製品等の小売業に 以下を始め, 酒類・石油 製品・家庭用電気製品等 の小売業に係る不当康 売事件について迅速に対	1.7か月 こ係る不当廉売事件について 以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉	で迅速に対処する。 以下を始め、酒類・石油 製品・家庭用電気製品等 の小売業に係る不当廉 売事件について迅速に対	対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定したものであり、その目標については、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」に基づき、設定した。

達成手段	予	算額計(執行 (千円)	額)	当初予算額 (千円)	関連する指	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業
	26年度	27年度	28年度	29年度	保		番号
独占禁止法違反行為に対する厳正な対処 (1) に係る経費	228,846 (192,095)	256,132 (171,076)	256,548 (167,010)	244,544	1~3	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル及び入札談合に厳正に対処するとともに、不公正な取引方法に対し迅速かつ的確に対処し、これを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。	
施策の予算額・執行額	228,846 (192,095)	256,132 (171,076)	256,548 (167,010)	244,544		平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説	(閣議決定)

- (注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。
- (注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。
- (注3) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。
- (注4) 新聞の1段を約70行として計算している。
- (注5) 消費者利益については,「市場規模」,「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお,「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか,「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。
- (注6) 課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数については、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項(課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整。以下「罰金調整」という。)に基づく決定後の数字である。
- (注7) 罰金調整後の課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数に基づいて計算した数字である。

(公正取引委員会29-3)

											(公正取引委員会29-3)
	施策名		下請法違反行為に対する	る措置等 取	引慣行等の適正化	担当	部局名	取引企画 取引調査 相談指導	室	作成責任者名	取引企画課長 品川 武 取引調査室長 垣内 晋治 相談指導室長 山岡 誠朗
ħ	拖策の概要	るとともに、事業 具体的な事業活 の実態等につい	(者及び事業者団体(以下) (者の内容について、相談)	事業者等」と に応じ、問題 査を行い、問	E化に係るもの)の普及・啓達いう。)がこれから実施しよいるの指摘等を行う。また,事題となるおそれのある取引	うとする 政策体		占禁止法違反行為を未然に防山 ・促進するために必要であり,一			足すことは、公正かつ自由な競争を維 達に資する。
達	成すべき目標	(企業結合及び への対応, 取引	優越的地位の濫用に係る	相談を除く。以	禁止法に係る事業者等から 以下「事業者等からの相談」 り,独占禁止法違反行為を	という。) 目標	設定の ち・根拠 引	占禁止法の目的である一般消費 民主的で健全な発達を促進する 種ガイドラインの普及・啓発、事 実態調査等を行い、独占禁止法 取引慣行等の適正化を図ること	ため、独占禁止法に係る 業者等からの相談対応、取 違反行為を未然に防止し	政策評価実施 予定時期	平成30年4月~7月
								度ごとの目標値			測定指標の選定理由及び目標値
	測定指	標	目標(値)		0.47= ====	05 F #		度ごとの実績値	I 00 ====	I 00/= ==	(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	相談事例の会	公表件数	10件以上	29年度				10件以上	,		相談事例の公表件数については、 相談事例集の充実度を測定し、本件 施策の有効性を評価するために選
	THEO TO DE	-2112		1 12	13件	12件	14件	12件	13件		定した指標であり、目標値は、これまでの実績等を基に設定した。
		査結果の公表	1件以上	29年度		2件	:以上		1件	以上	取引実態調査結果の公表件数については、取引実態調査の実施・公表等の状況を測定する指標の一つとして、本件施策の有効性・効率性を評
	件数				1件	1件	O件	O件	1件		価するために選定したものであり、 目標値は、取引実態調査に必要となる標準的な人員、期間等を前提とし て設定した。
						独占禁止法に係る各種	重ガイドラインの普及	・啓発により、独占禁止法違反行	〒為の未然防止を図る。		
					に係る各種ガイドライン の普及・啓発に努め、独 占禁止法違反の未然防	に係る各種ガイドライン の普及・啓発に努め、独	以下を始め、独占等に係る各種ガイドラの普及・啓発に努め 占禁止法違反の未止に努めた。),独 の普及・啓発に努め,独	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。		
3	ドラインの普	及・啓発による	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に	29年度	① ガイドラインの説明会 ① の開催件数[90件]	① 同左[102件]	① 同左[69件]	① 同左[86件]	① 同左[92件]	1 1	本件施策の有効性・効率性を評価するため、独占禁止法に係る各種ガイ
	'独占禁止法; 然防止状況	違反行為の未	より,独占禁止法違反行 為の未然防止を図る。	20千及	ガイドラインの説明会 ② の参加者数[約3,980 名]	② 同左[約5,490名]	② 同左[約4,050名]	② 同左[約5,310名]	② 同左[約6,860名]		ドラインの普及・啓発状況を測定する。
					不当廉売ガイドライン ③ の説明会の開催件数 [7件]	③ 同左[5件]	③ 同左[5件]	③ 同左[6件]	③ 同左[2件]		
					不当廉売ガイドライン ④ の説明会の参加者数 [約250名]	④ 同左[約170名]	④ 同左[約120名]	④ 同左[約350名]	④ 同左[約40名]		

			-					
				独占禁止法に係る事業	着等からの相談への対応	により,独占禁止法違反行	う為の未然防止を図る。	
がらの相談への対応による これらの相談への対応による	独占禁止法に係る事業 者等からの相談への対 応により、独占禁止法違	29年度	に係る事業者等からの相 談への対応に努め, 独占 禁止法違反行為の未然	に係る事業者等からの相 談への対応に努め, 独占 禁止法違反行為の未然	に係る事業者等からの相 談への対応に努め, 独占 禁止法違反行為の未然	に係る事業者等からの相 談への対応に努め、独占	以下を始め、独占禁止法 に係る事業者等からの相 談への対応に努め、独占 禁止法違反行為の未然 防止に努めた。	本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争政策の広報・広聴活動
4 独占禁止法違反行為の未 然防止状況	反行為の未然防止を図 る。		① 事業者等からの相談 件数[1,203件]	① 同左[1,046件]	① 同左[1,068件]	① 同左[947件]	① 同左[977件]	の実施状況を測定する。
			公正取引委員会ウェ ブサイトに掲載された 相談事例集のアクセ ス数(注)[-件]	② 同左[13,763件]	② 同左[8,238件]	② 同左[15,800件]	② 同左[16,150件]	
				取引実態調査の領	ミ施・公表等を行うことによ	り, 独占禁止法違反行為の)未然防止を図る。	
			査の実施・公表等を行 い, 独占禁止法違反行為	査の実施・公表等を行	査の実施・公表等を行 い, 独占禁止法違反行為	査の実施・公表等を行	以下を始め、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	
			① 取引実態調査の係属 ① 件数[2件]	① 同左[3件]	① 同左[1件]	① 同左[3件]	① 同左[4件]	
		29年度	事業者, 事業者団体 ② 等に対する要請・指導 件数[4件]	② 同左[8件]	② 同左[0件]	② 同左[0件]	② 同左[12件]	本件施策の有効性・効率性を評価するため、取引実態調査の実施・公表等の状況を測定する。
			③ 講習会. 講師派遣等 の実施回数[6件]	③ 同左[2件]	③ 同左[0件]	③ 同左[0件]	③ 同左[1件]	
			公正取引委員会ウェ ブサイトに掲載された (4) 調査報告書(本体)の アクセス件数(注)[- 件]	④ 同左[5,309件]	④ 同左[1,336件]	④ 同左[0件]	④ 同左[3,370件]	
			公正取引委員会ウェ ブサイトに掲載された (⑤ 調査報告書(概要)の アクセス件数(注)[- 件]	⑤ 同左[11,121件]	⑤ 同左[1,346件]	⑤ 同左[0件]	⑤ 同左[6,998件]	

Ī	達成手段	予:	算額計(執行 (千円)	額)	当初予算額 (千円)	関連する指		達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業
		26年度	27年度	28年度	29年度	保			番号
	(1) 取引慣行等の適正化に係る経費	9,041 (6,610)	9,299 (7,373)	21,832 (16,285)	28,840			後等による各種ガイドラインの周知活動、②事業者・事業者団体からの具体的な事業活動に 題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促す。	_
	施策の予算額・執行額	9,041 (6,610)	9,299 (7,373)	21,832 (16,285)	28,840		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

⁽注) 掲載物について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(公正取引委員会29-4) 企業取引課 企業取引課長 平塚 敦之 施策名 下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用 担当部局名 作成責任者名 下請取引調査室 下請取引調査室長 小菅 英夫 書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (実地調査, 招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置 政策体系上の 下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発 施策の概要 (下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 位置付け 達に資する。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。 下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に 目標設定の 保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用すること、ま 政策評価実施 達成すべき目標「対処すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下 平成31年4月~7月 考え方・根拠 た、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発 予定時期 請事業者の利益を保護する。 を図ることが重要であることから、この目標を設定した。 年度ごとの目標値 測定指標の選定理由及び目標値 測定指標 目標(値) 年度ごとの実績値 (水準・目標年度)の設定の根拠 目標年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 勧告事件の処理期間については, 7 請法違反行為への対処状況を測定 100% し、本件施策の有効性・効率性を評 価するための指標であり、その目標 勧告事件の処理期間 10か月以内 29年度 値は、公表に耐え得る証拠収集・事 実認定等のため時間を要する勧告 56.3% 40.0% 28.6% 50.0% 36.4% 事件の実態に即した処理期間に基 づき設定した。 指導事件の処理期間については、下 100% 請法違反行為への対処状況を測定 し、本件施策の有効性・効率性を評 2 指導事件の処理期間 3か月以内 29年度 価するための指標であり、その目標 値は、迅速に処理することが求めら れる指導事件の実態に即した処理 98.5% 98.7% 97.6% 96.9% 96.0% 期間に基づき設定した。 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。 下請法に違反する親事業┃下請法に違反する親事業┃下請法に違反する親事業┃下請法に違反する親事業┃下請法に違反する親事業 |者による下請代金の支払 |者による下請代金の支払 |者による下請代金の支払 |者による下請代金の支払 |者による下請代金の支払 |遅延, 減額等に対して迅 |遅延, 減額等に対して迅 |遅延, 減額等に対して迅 |遅延, 減額等に対して迅 |遅延, 減額等に対して迅 |速かつ的確に対処した。|速かつ的確に対処した。|速かつ的確に対処した。|速かつ的確に対処した。|速かつ的確に対処した。 下請取引に係る書面 同左 同左 同左 同左 下請法に違反する親事業 本件施策の有効性・効率性を評価す 調査の実施状況 下請法に違反する親事業者 [親事業者数:38,974 [親事業者数:38,982 [親事業者数:39,101 [親事業者数:39,150 者による下請代金の支払 るため、下請法に違反する親事業者 [親事業者数:38,781 3 による下請代金の支払遅 29年度 ① 名. ① 名. ① 名. ① 名. 遅延.減額等に対して迅 による下請代金の支払遅延. 減額等 延、減額等への対処状況 下請事業者数: 下請事業者数: 下請事業者数: 下請事業者数: 速かつ的確に対処する。 への対処状況を測定する。 下請事業者数: 213,690名] 214,000名] 214,500名] 214,044名] 214,042名]](注1:2) 違反事件の処理件数 ② 同左[7件] ② 同左[10件] ② 同左[4件] ② 同左[11件] (勧告)[16件] 違反事件の処理件数 ③ 同左[4.949件] ③ 同左[5.461件] ③ 同左[5.980件] ③ 同左[6.302件] (指導)[4.550件] 措置によって直接保 同左「13億2622万円 護された下請事業者 同左「23億9931万円 ④ 同左[6億7087万円] ④ 同左[8億7120万円] の利益[57億94万円] (注3)

				下請法	の普及・啓発を図ることに。	より下請取引の公正化を推	進する。	
			以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引 の公正化の推進に努め た。	及・啓発を図り、下請取引	及・啓発を図り、下請取引	及・啓発を図り, 下請取引	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引 の公正化の推進に努め た。	
			下請取引適正化推進 ① 講習会の開催数[30 回]	① 同左[34回]	① 同左[30回]	① 同左[33回]	① 同左[32回]	
			下請取引適正化推進 ② 講習会の参加者数 [3,845人]	② 同左[4,454人]	② 同左[3,927人]	② 同左[4,881人]	② 同左[4,385人]	
			下請取引適正化推進 講習会後の下請法 (下請法の適用範囲 及び親事業者の義務 について)の理解度 [92.2%](注4)	③ 同左[90.8%]	③ 同左[91.2%]	③ 同左[92.6%]	③ 同左[91.1%]	
下請法の普及・啓発を図る 4 とによる下請取引の公正化 の推進状況	こ 下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。	29年度	下請取引適正化推進 講習会後の下請法 ④ (親事業者の禁止行 為について)の理解度 [94.8%](注4)	④ 同左[93.3%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[93.8%]	本件施策の有効性・効率性を評価するため、下請法の普及・啓発状況を 測定する。
			公正取引委員会ウェ ブサイトに掲載された ⑤ 下請法関係のパンフ レットへのアクセス数 [326,659件]	⑤ 同左[59,279件]	⑤ 同左[130,531件]	⑤ 同左[180,715件]	⑤ 同左[189,013件]	
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ⑥ 下請取引適正化推進 講習会テキストへのアクセス数82,258件]	⑥ 同左[34,569件]	⑥ 同左[28,981件]	⑥ 同左[36,760件]	⑥ 同左[44,103件]	
			⑦ 勧告事件の日刊報道 ⑦ 量[5,872行](注5)	⑦ 同左[1,058行]	⑦ 同左[1,443行]	⑦ 同左[485行]	⑦ 同左[1,639行]	
			公正取引委員会ウェ ブサイトに掲載された 勧告事件のアクセス 数[-件](注6)	⑧ 同左[103,101件]	⑧ 同左[102,877件]	⑧ 同左[72,556件]	⑧ 同左[151,234件]	

達成手段	予	算額計(執行 (千円)	額)	当初予算額 (千円)	関連する指		達成手段	の概要等	行政事業レ ビュー事業
	26年度	27年度	28年度	29年度	保				番号
(1) 下請法の的確な運用に係る経費	138,206 (103,292)	136,608 (101,623)	137,772 (123,261)	198,694	1~4		違反行為を排除し, ま	益を保護するため,下請法に違反する疑いのある行為について実地調 た,下請取引適正化推進講習会の開催や下請法に関するパンフレット・	-
施策の予算額・執行額	138,206 (103,292)	136,608 (101,623)	137,772 (123,261)	198,694		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成29年1月20日 平成28年6月2日	第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 経済財政運営と改革の基本方針2016~600兆円経済への道筋~(閣	議決定)

- (注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。
- (注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的 に書面調査を行っている。
- (注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。
- (注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。
- (注5) 新聞の1段を約70行として計算している。
- (注6) 勧告事件について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(公正取引委員会29-5)

施策名		競争政策の普及啓	美等 競争政策	の広報・広聴		担当部	部局名		官房総務認	₹	作成責任者名	官房総務課長 藤本 哲也
施策の概要	広報活動を行う	の内容や公正取引委員会の とともに、国民各層とのコミ 聴活動を行い、競争政策に	ュニケーション	を通じて、国民からの意見			系上の付け		その広報・広聴を通じて、競会 益確保と国民経済の民主に		子の増進を図り, もって公正	.かつ自由な競争を促進させ, 一般消
達成すべき目標	に, 国民各層と)内容や公正取引委員会の のコミュニケーションにより 『の増進を図るとともに、今	意見・要望を把	!握することを通じて,競争	政策に対		設定の 5・根拠	の民主的 聴活動を とともに,	法の目的である一般消費等では全な発達を促進するた。 通じて、競争政策に対する 今後の競争政策の有効かて設定した。	とめ、競争政策の広報・広 国民的理解の増進を図る	政策評価実施 予定時期	平成32年4月~7月
7u1 ch +b	1·m	口ᄺ(は)							の目標値			 測定指標の選定理由及び目標値(水
測定指	1保	目標(値)	目標年度	24年度	1	25年度	26年度		の実績値 27年度	28年度	29年度	準・目標年度)の設定の根拠
				76件以上		6件以上	86件以.		111件以上	121件以上	141件以上	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を 講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講 義を行うもの)の開催件数について
1 独占禁止法者	牧至開惟件 数	141件以上	29年度	112件		141件	148件		164件	196件		は、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
ける①同教室 る理解度, ② に対する満足	数室参加者にお 屋の内容に対す 同教室の内容 程度、③同教室	①85%以上 ②80%以上					-				①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	独占禁止法教室に関する①~④の 測定指標については、広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の 有効性を評価するために選定した。 目標値の設定根拠は、①及び②の
	ける理解の向 医の講義を受け 出委員会等に対	③80%以上 ④75%以上	29年度	①88% ②87% ③- ④-		①91% ②88% ③- ④-	①91% ②86% ③- ④-		①92% ②88% ③- ④-	①91% ②87% ③- ④-		測定指標については過去5年間の平均値を基に設定し、③及び④の測定指標については、平成28年度下半期から関東甲信越地区でアンケートを実施しており、同アンケート結果を踏まえ設定した。
3 消費者セミナ	- 小胆体丛类	53件以上	29年度	41件以上	42	2件以上	42件以.	Ŀ	42件以上	43件以上	53件以上	消費者セミナー(独占禁止法の内容 や公正取引委員会の活動について 対話型・参加型で実施するイベント) の開催件数については、競争政策の 広報・広聴活動の推進状況を測定
3 /月見石でミノ	一0月前在什数	35件以上	294.皮	50件		49件	53件		57件	77件		し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
ける①同セミ 対する理解度	ー参加者にお ナーの内容に き、②同セミナー	①80%以上					_				①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	消費者セミナーに関する①~④の測定指標については、広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した。
4 同セミナーを の重要性等に 向上, ④同セ	する満足度, ③ 受けての競争 こ対する理解の ミナーを受けて 委員会等に対す Eり(注2)	②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	29年度	①83% ②74% ③- ④-		①84% ②70% ③- ④-	①88% ②79% ③- ④-		①88% ②78% ③- ④-	①88% ②71% ③- ④-		目標値の設定根拠は、①及び②の 測定指標については過去5年間の平 均値を基に設定し、③及び④の測定 指標については、他の広報活動にお いて実施しているアンケート結果を考 慮するなどして設定した。

。 一日公正取引委員会の開催	参加人数	29年度	開催件数8	8件	開催件数8件	開催件数8件	開催件数8件	参加人数 1,490人以上	参加人数 1,610人以上	一日公正取引委員会(独占禁止法・ 下請法の講演会,独占禁止法教室, 相談コーナー等を1か所の会場で集 中的に開催するもの)は,今後も年 間8件の開催を維持することが見込 まれることから,開催件数ではなく, 当該活動への参加人数を指標として
5 状況	1,610人以上	29千及	8件 (2,262人)(;	注1)	8件 (1,603人)	8件 (1,440人)	8件 (1,686人)	2,222人		国該店場下の参加人数を指標として 選定し、本施策の進捗状況の測定及 び有効性の評価を行うことが適当と 考えられる。 目標値については、各事務所におけ る過去3年間の参加人数の平均値 等を合計したものとした。
6 地方有識者との懇談会開催	87件以上	29年度	83件以_	Ł	80件以上	81件以上	82件以上	83件以上	87件以上	地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)の開催件数
件数	07件双工	29千及	委員等	10	8	8	9	8		については、競争政策の広報・広聴 活動の推進状況を測定し、本件施策
			地方事務所長等	72	80	83	87	78		の有効性を評価するために選定した 指標であり、目標値は、これまでの実
			合計	82	88	91	96	86		績を考慮するなどして設定した。
			独占禁止法等の て競争政策に対		☆正取引委員会の活動につ を増進する。	いて広く国民に情報提供を	行うとともに、国民各層との	Dコミュニケーションを通じた	と意見・要望の把握を通じ	
			等の内容や公正 員会の活動につ 国民に情報提供 ともに、国民各層	取引委 いて広く を行うと 層とのコ	員会の活動について広く	等の内容や公正取引委員会の活動について広く 国民に情報提供を行うと ともに、国民各層とのコ	以下を始め、独占禁止法 等の内容や公正取引委 員会の活動について広く 国民に情報提供を行うと ともに、国民各層とのコ ミュニケーションによる意	等の内容や公正取引委員会の活動について広く 国民に情報提供を行うと ともに、国民各層とのコ		
				を通じて, る理解	見・要望の把握を通じて、	見・要望の把握を通じて、 競争政策に対する理解 の増進に努めた。	見・要望の把握を通じて、 競争政策に対する理解 の増進に努めた。	見・要望の把握を通じて、 競争政策に対する理解 の増進に努めた。		
			① 独占禁止懇詞 催回数[2回]	話会の開	① 同左[3回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]		
			② 報道発表件数	数[258件]	② 同左[286件]	② 同左[318件]	② 同左[337件]	② 同左[374件]	\	
			各種広報活動 たもの)に係る 事の広告費技 億2245万円]	る新聞記 奥算額[5	③ 同左[3億9036万円]	③ 同左[2億8416万円]	③ 同左[3億6633万円]	③ 同左[3億7317万円]		
			④ メールマガジ 数[5,070名]	ン登録件	④ 同左[5,382名]	④ 同左[5,443名]	④ 同左[5,575名]	④ 同左[5,771名]		

独占禁止法等の内容や公正 取引委員会の活動について の情報提供状況及び国民各 7 層とのコミュニケーションによ る意見・要望の把握を通じた 競争政策に対する理解の増 進状況 握を通じて する理解を	員会の活動 く国民に情報 とともに、国民 ミュニケーショ 見・要望の把 競争政策に対	動 報 民 29年度 公正取引 円 の		委員会ウェ)トップペー クセス件数	⑤ 同左[-名](注3) ⑥ 同左[2,114,771件]		⑤ 同左[6,697名] ⑥ 同左[1,997,895件]	⑤ 同左[16] ⑥ 同左[1,8		⑤ 同左[31,435名] ⑥ 同左[2,249,084件]		本件施策の有効性・効率 るため、競争政策の広報 の実施状況を測定する。	₿•広聴活動
9 る理解を			ブサイトに パンフレッ ⑦ ロード件数	委員会ウェ 掲載された 小ダウン 枚及び動画 数[515,846	⑦ 同左[180,	667件]	⑦ 同左[130,812件]	⑦ 同左[14	5,537件]	⑦ 同左[232,944件]			
			ー日公正 ⑧ 参加者の (注4)	取引委員会 評価[79%]	⑧ 同左[91%	b]	⑧ 同左[90%]	⑧ 同左[87	%]	⑧ 同左[87%]			
			。 取引委員	加者の公正 会の活動に 解の向上[-	⑨ 同左[-%](注5)		⑨ 同左[-%](注5)	9 同左[-%	6](注5)	⑨ 同左[88%](注5)			
		(I		講演会参加者の独占 ⑩ 禁止法・下請法の理 解の向上[-%](注5)		(注5)	⑩ 同左[-%](注5)	⑩ 同左[-%	6](注5)	⑪ 同左[84%](注5)			
			講演会参加者の公正 取引委員会の役割に ついての賛同[-%] (注5)		⑪ 同左[-%]	(注5)	⑪ 同左[-%](注5)	① 同左[-%	6](注5)	⑪ 同左[87%](注5)			
達成手段	予算	算額計(執行 (千円)	額)	当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等							行政事業レ ビュー事業
	26年度	27年度	28年度	29年度	1赤								番号
(1) 競争政策の広報・広聴に係る経費	25,437 (19,881)	24,227 (21,160)	24,197 (20,278) 23,974		1~7	** /2 TL /**			- <i>\\</i> \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		******************************		-
ア 独占禁止政策に関する地方有識者と の懇談会(内数)	4,146 (2,784)	4,135 (3,154)	4,029 (3,024)	3,950						·政策の有効かつ適切な推 業界, 経済団体, 消費者団			2
イ 独占禁止懇話会(内数)	1,634 (1,149)	1,640 (1,000)	1716 (961)	1,727	7-①								3
施策の予算額・執行額	施策の予算額・執行額 25,437 (19,881)			23,974			をする内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)						

- (注1) 同測定指標は、平成27年度まで「開催件数」を測定することとしていたが、平成28年度から「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。
- (注2) 3-①~3-④,5-①~5-④の測定指標については、公正取引委員会が消費者セミナー又は独占禁止法教室の参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、3-①、5-①については講義内容等を理解できたかとの問に対し、「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合、3-②、5-②については講義内容等に関する問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合、3-③、5-③については講義等を受けて市場経済の仕組みや競争の重要性について理解が深まったかとの問に対し、「深まった」又は「やや深まった」と回答した参加者の割合、3-④、5-④については講義等を受けて公正取引委員会や独占禁止法に対する興味・関心が高まったかとの問に対し、「高まった」又は「やや高まった」と回答した参加者の割合を記載している。
- (注3) twitter は平成26年6月から開始のため、平成26年度については、同月以降の数を記載している。
- (注4) 一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対する評価について「非常に良い」又は「良い」と回答した参加者の割合を記載した。
- (注5) 7-⑨~7-⑪の測定指標については,有識者との懇談会とともに開催される講演会の参加者に対して平成28年度以降実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている。なお,7-⑨については講演会を聴講して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し,「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合,7-⑩については講演会を聴講して独占禁止法,下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し,「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合,7-⑪については講演会を聴講して独占禁止法,公正取引委員会の役割について賛同できたかとの問に対し,「賛同できた」又は「おおむね賛同できた」と回答した参加者の割合を記載している。

(公正取引委員会29-6)

									_				(公正取引委員会29-6)
施策	名	j	競争政策の普及啓発等	毎外の競争当	局等との連携の推進		担当部	部局名		官房国際語	果	作成責任者名	官房国際課長 原 一弘
施策のホ	既要		取引委員会の国際的なプ		きもういいです。 きまでは、我が国の競争政策 では、我が国の競争政策			系上の付け				せて我が国の競争政策の状況を広く 国民経済の民主的で健全な発達に	
達成すべき	き目標	積極的参加及て こと並びに公正	が開発途上国・移行経済国	の競争当局等 レゼンスを向 ₋	等の開催、多国間におけるは 等への技術支援を積極的に とさせて我が国の競争政策 との連携を推進する。	における検討への 積極的に実施する 競争政策の状況 「る。 「あった」 「あった」 「あった」 「おった」 「もった」			の民主的 開催,多 技術支援 が国の競	上法の目的である一般消費ので健全な発達を促進するが国間における検討への積極。 近のではない。 国間における検討への積極。 公正取引委員会の国際。 等政策の海外への周知等 携を推進することを目標とし	こめ,競争当局間協議の 極的参加,途上国等への 的なプレゼンスの向上,我 を通じて,海外競争当局	政策評価実施 予定時期	平成30年4月~7月
										:の目標値			測定指標の選定理由及び目標値
	測定指	標	目標(値)					1		:の実績値			(水準・目標年度)の設定の根拠
				目標年度	24年度		25年度	26年月		27年度	28年度	29年度	
」, 政策	に関する	†する競争法・ 技術研修が有 回答した研修	術研修が有			Г			80%	以上 I		<u> </u>	開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援について、途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者のうち当該研修が有効だったと回答した研修生の割合を指標として把握することによっ
生の	割合(注	1)			99%	9% 91		90%		97%	99%		て、海外の競争当局との協力・連携 の状況を測定し、本件施策の有効性 を評価する。その目標値について は、当該研修が有効であったと判断 できる水準として設定した。
					16件以上	34	4件以上	30件以	上	29件以上	33件以上	34件以上	公正取引委員会の国際的なプレゼ ンスを向上させて我が国の競争政策 の状況を広く周知することについて, 公正取引委員会ウェブサイトの英文
	英文プレス	全会ウェブサイ スリリース掲載	34件以上	29年度	35件		34件	30件	:	37件	41件		プレスリリースの掲載件数を指標として把握することによって、我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価する。その目標値については、過去5年間の平均掲載件数を基に設定した。

				で で で で で で で で で で で で で で で で で で で				局等への技術支援の積	
寺に基づく競争当向间協議	二国間独占禁止協力協 定等に基づく競争当局間 協議を 2011に 1012 1012に 1012 1012に 1012 1012		禁止協力協議等を 争当局極い 事当局極い を行っては の方面を を行っては の方面を を行っては の方面を の方面を の方面を の可して の可して の可して のでは の可して のでは の可して のでは のでは ののでが ののでは	多国間における検討への参加及び開発途上国局移行経済国の競争争員を当時を会の技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委会の国際的なプレゼンスを申上さの状況をして、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では	禁止協力協定に基づく競争当局間においる (場別の (場別の (場別の) を (場別の)	禁止協力協定等に基準 競争当局間協議ける途等の検注。多多加及び開発を 国・移行経済所列を 一個・移行を 一個・移行を 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で 一個で	禁止協力協定等に基づく 競争当局間協議等の開 催、多国間における検討 への参加及び開発途上 国・移行経済国の競争 局等への技術支援の 行を実施に努め、公な 取引委員会の向上させて 我が国の競争政策の状		本件施策の有効性・効率性を評価する。関係なる
検討への参加、開発途上 国・移行経済国の競争当局 等への技術支援の実施状 況及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に よる扱がは、の関わせに	おける検討への参加,開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的実施及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上により我が国の競争政策の状	29年度	席回数[5回] 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注3)の実施回数[6回]	③ 同左[5回]	③ 同左[4回]	③ 同左[5回]	③ 同左[6回]		るため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等の状況を測定する。
	況を広く海外に周知		海外の法曹協会が主 催するセミナー等へ の講師派遣回数[13 回]	④ 同左[20回]	④ 同左[22回]	④ 同左[22回]	④ 同左[27回]		
			公正取引委員会ウェ ブサイトの英文プレス リリース掲載件数のう ち、独占禁止法に基 づく法的措置案件及 び企業結合案件に係 るプレスリリースの掲 載件数[16回]	⑤ 同左[18回]	⑤ 同左[16回]	⑤ 同左[15回]	⑤ 同左[12回]		
			公正取引委員会ウェ ブサイトの英文トップ ⑥ ページへのアクセス 数[50,229件]	⑥ 同左[75,861件]	⑥ 同左[80,058件]	⑥ 同左[88,305件]	⑥ 同左[184,144件]		
			公正取引委員会ウェ ブサイトの英文プレス ⑦ リリースページへのア クセス数[79,021件]	⑦ 同左[17,766件]	⑦ 同左[15,828件]	⑦ 同左[23,403件]	⑦ 同左[134,779件]		

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指		達成手段の概要等					
	26年度	27年度	28年度	29年度	标							
(1) 海外競争当局等との連携強化に必要な 経費	53,541 (53,000)	57,718 (56,135)	67,466 (62,531)	68,620		毎外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局等へ						
ア 国際競争組織分担金(内数)	305 (291)	346 (330)	377 (360)	346	ı	一の技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。						
施策の予算額・執行額	53,541 (53,000)	57,718 (56,135)	67,466 (62,531)	68,620		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議					

- (注1) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の有効性を問う各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。
- (注2) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成28年3月現在、120か国・地域から133の競争当局が参加している。
- (注3) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下,我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し,途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として,途上国等の競争当局等の職員に対する技術 研修を開催している。また,平成28年度より日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して,ASEAN加盟国の競争当局に対する競争法の執行力強化のための技術研修を開催している。

(公正取引委員会29-7)

施策名	競争	・政策の普及啓発等 競争	₱的な市場環境	の創出のための提言等	担	当部局名	経	済取引局総務課 経済調査室 調整課	作成責任者名	経済取引局総務課長 岩成 博夫 経済調査室長 山本 大輔 調整課長 藤井 宣明		
施策の概要	し、②公開セミナ	ーの実施等により競争政 発信を行い,③各府省に	策の重要性や)防止のための取組を支接 競争政策に係る最近の主張 前評価における競争評価	要な論点 📗 政策	を体系上の 2置付け		発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	実務家, 行政機 の事前評価に当	関の職員等における競争 たっての競争評価の定着	政策に係る理解 及びその内容(1内容の向上, ②事業者, 注解の増進, ③各府省におけるの自とを図ることによって, 争的な市場環境を創出する。	る規制 目標 発注機 考え	票設定の た方・根拠	の民主的で健全な発達: 札談合等の防止のため 要性等の情報発信,各属	る一般消費者の利益確保と国民終を促進するため、発注機関におけの取組の支援・促進、競争政策の府省における規制の事前評価にお援・促進等を行って、競争的な市場として設定した。	る入 重 政策評価実施 らけ 予定時期	平成30年4月~7月		
							年度ごとの目標値					
測定指	標	目標(値)					年度ごとの実績値			一測定指標の選定理由及び目標値(水準・日標を度)の設定の担拠		
			目標年度	24年度	25年度	26年度		度 28年度	29年度	- 準・目標年度)の設定の根拠		
1 に係る発注機	関与行為防止法 機関向け研修の	スの 参加人剱 20年				128回以上	160回以上	201回以	J.上 242回.	以上 272回以上	参加人数 20,000人以上	入札談合等関与行為防止法に係る 発注機関向け研修の実施回数につ いては、今後も300回前後の開催を 維持することが見込まれることから、 実施回数ではなく、当該活動への参 加人数を指標として選定し、本施策
実施状況		20,000人以上		235回	312回 (21,730人) (注1, 2)	318回 (21,314.				の進捗状況の測定及び有効性の評価を行うことが適当と考えられる。目標値については、平成28年度の参加人数(約20,000人)を踏まえ設定した。		
。に係る発注機	月与行為防止法 機関向け研修に	90%以上	29年度			— 90%以上		90%以上	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │			
² おける参加者 3)	前の理解度(注	00 / 0 X/ I	20千戌	95.3%	96.3%	95.6%	95.7	7% 96.1%		益度については、発注機関における 入札談合等の防止のための取組の 支援・促進の推進状況を測定し、本 件施策の有効性・効率性を評価する		
入札談合等関 3 に係る発注機	関与行為防止法 機関向け研修の	90%以上	29年度		— 90%以上							
有益度(注4)		007084	20千汉	94.0%	95.2%	94.5%	95.1	95.8%		一員等であることを踏まえ、高水準とい える値を設定した。		
	夏与行為防止法 **問令は研究を					_	_		85%以上	入札談合等関与行為防止法に係る 発注機関向け研修参加後の職場内 周知の予定については、発注機関に おける入札談合等の防止のための		
』に係る発注権	機関向け研修参 内周知の予定	85%以上	29年度	82.7%	90.6%	88.4%	6 89.1	90.1%		取組の支援・促進の推進状況を測定 し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、そ の目標値は、過去5年間の平均値と した。		

					3回	以上			公開セミナー(広く一般から参加者を 募り, 競争政策研究センターの研究 成果の発表等を行うもの)の開催回 数については, 競争政策の情報発信
5 公開セミナーの開催回数	3回以上	29年度	3回	3回	3回	3回	3回		状況を測定し、本件施策の有効性を 評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平 均開催回数を基に設定した。
公開セミナーのテーマ選定	0007 151 15	00左座		-	_		80%	6以上	公開セミナー及び国際シンポジウム のテーマ選定に係る参加者の満足
6 に係る参加者の満足度(注 6)	80%以上	29年度	_	_	_	_	85.8%		度については、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進状況を測
国際シンポジウムのテーマ 7 選定に係る参加者の満足度				-	_		80%	6以上	定し、本件施策の有効性・効率性を 評価するために選定した指標であ り、その目標値は、一定の知識を有 する者以外の者が比較的多く参加す
7 選定に保る参加者の両足及 (注7)	80%以上	29年度	_	_	_	_	94.4%		ることを踏まえ、高水準といえる値を設定した。
8 実態調査報告書の公表件数	1件以上	29年度		-	_		1件	:以上	実態調査結果の公表件数については、実態調査の実施・公表の状況を 別定する指標の一つとして、本件施 策の有効性・効率性を評価するため
6 天忠調宜報 古書の公衣 竹奴		29年度	1件	O件	1件	1件			、成の有効は、効率性を計画するために選定したものであり、目標値は、実態調査に必要となる標準的な人員、 期間等を前提として設定した。
					_			公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。	
			主要な論点等に関する情	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。		公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じ て競争政策の重要性や 競争政策に係る最近の 主要な論点等に関する情 報発信を行った。		
			① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人 数		
競争政策の重要性や競争政 策に係る最近の主要な論点 9 等に関する情報発信を行う ことによる競争政策の定着 状況	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。	29年度	企業再生への 国家の関与と 競争政策[125 名]	経済学からみ た再販売価格 (1) 維持行為をめ ぐる議論の現 状[74名]	独占禁止法と 日本経済ーグ ローパリゼー ション・イノベー ション・規制改 革ー[117名]	欧州企業結合 規制の現状(デ ジタルブラット (1) フォーム及び電 気通信に焦点 を当てて)[36 名]	度導入後の10		競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信による、本件施策の有効性・効率性を評価するために設定した。

			競争法の視点 からみた特許 分野-欧米のIT ー 分野における マ 動向を中心とし て-[137名]	「日本の競争政 テ ₍₂₎ 策:歴史的概 観」等[82名] マ	中国における テ 独占禁止法運 用について[36 マ 名]	中国における 独占禁止法と テ ⁽²⁾ 知的財産権の ー 関係について マ [73名]	中国における テ 知的財産権濫 用規制の動向 マ [57名]		
			特許制度と競 争政策につい て-FTC知的財 (3) 産権報告書 (2011年公表) を題材として- [64名]	電子書籍市場 ③ の動向につい て[81名]	諸外国におけ る優越的地位 の濫用規制等 の分析[51名]	独占禁止法と 知的財産法の ③)交錯―日中比 較の観点から ―[23名]	新たなマッチ メーカー・エコノ ⁽³⁾ ミーと競争政策 [69名]		
			国際シンポジウム参加人数[128名](テー② マ:新興国における競争政策の役割)	国際シンポジウム参加人数[139名](テー②マ: デジタルエコノミーにおける競争政策)	国際シンポジウム参加人数[158名](テー② マ:急増する特許権とイノベーション~競争政策の役割~)	② —(注8)	国際シンポジウム参加人数[178名](テー② マ:電子商取引における垂直的制限:競争政策の観点から)		
			各府省における規制	制の事前評価に当たっての	競争評価の定着及びその	内容の向上を図ることによ	って, 各府省に対して競争	政策の定着を図る。	
各府省における規制の事前	各府省における規制の事 前評価に当たっての競争		ける規制の事前評価に 当たっての競争評価の定	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。	当たっての競争評価の定 着及びその内容の向上	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。		本件施策の有効性・効率性を評価す
評価に当たっての競争評価 10 の定着及びその内容の向上 による各府省に対する競争 政策の定着状況	評価にヨたりとの成分 評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。	29年度	各府省において実施 された規制の事前評 価の件数に対して競 ① 争評価チェックリスト (注9)を用いた競争 評価が実施された件 数の割合[93.5%]	① 同左[100%]	① 同左[100%]	① 同左[100%]	① 同左[100%]		るため、各府省における規制の事前 評価に当たっての競争評価の定着 及びその内容の向上状況を測定す る。
			競争評価に関する検 ② 討会議の開催回数[3 回]	② 同左[2回]	② 同左[0回]	② 同左[0回]	② 同左[2回]		
			実態調査の実施	・公表を通じて競争政策上の	の考え方を示すことにより、	事業者の新規参入や創意	工夫の発揮のための環境	整備を促進する。	
			以下を始め、実態調査の 実施・公表を通じて競争 政策上の考え方を示し、 事業者の新規参入や創 意工夫の発揮のための 環境整備の促進に努め た。	実施・公表を通じて競争 政策上の考え方を示し、 事業者の新規参入や創 意工夫の発揮のための	実施・公表を通じて競争 政策上の考え方を示し、 事業者の新規参入や創 意工夫の発揮のための 環境整備の促進に努め	実施・公表を通じて競争 政策上の考え方を示し、 事業者の新規参入や創 意工夫の発揮のための	以下を始め、実態調査の 実施・公表を通じて競争 政策上の考え方を示し、 事業者の新規参入や創 意工夫の発揮のための 環境整備の促進に努め た。		
			① 調査の係属件数[1件]	① 同左[1件]	① 同左[1件]	① 同左[2件]	① 同左[1件]		

大 に	11 事業者の新規参入や創意工 夫の発揮のための環境整備 による事業者間の競争促進 状況 実態調査の実施・公表を 通じて競争政策上の考え 方を示すことにより,事業 者の新規参入や創意工 夫の発揮のための環境 整備を促進する。		(策上の考え により, 事業 しや創意工	29年度	29年度 説明会,講習会,講師 ② 派遣等の実施回数[3 (作]		(2) 同左[0件](3) 同左[185件]		② 同左[46件]	② 同左[0件]	② 同左[2件]	本件施策の有効 るため、事業者の 夫の発揮のため 事業者間の競争 る。		多入や創意工 整備による
				公正収5 ブサイト ③ 調査報告 アクセス [-件]		委員会ウェ :掲載された 書(本体)の 牛数(注10)			③ 同左[2,356件]	③ 同左[287件]	③ 同左[287件]		v .	
					ブサイトに ④ 調査報告	委員会ウェ :掲載された 書(概要)の 牛数(注10)	④ 同左[594件]		④ 同左[5,519件]	④ 同左[360件]	④ 同左[4,343件]			
	達成手段		予:	予算額計(執行額) (千円) 26年度 27年度 28年度		当初予算額 (千円) 関連する		・						行政事業レ ビュー事業
			26年度			29年度	保							番号
(1) 競	竞争的な市場環境の創出に係	系る経費	43,557 (35,208)	43,747 (35,162)	43,505 (33,479)	43,563	1~11							_
7	ア 競争政策研究センター(内数) 23,428 (19,765)		,	22,097 (17,502)	22,029 (16,509)	21,780	5, 6, 9-①	競争的な市場競争政策の	場環境を創出するために, (重要性や競争政策に係る最	①発注機関に対する入 最近の主要な論点等に	.札談合等の防止のための研修 関する情報発信, ③各府省が	8, ②公開セミナー及び国際: 実施する競争評価の支援体	シンポジウムにおける 制の整備等を行う。	4
イ諦	・政府規制・公的制度等に	関する検討会	1,417 (1,256)	1,288 (0)	1,266 (413)	1,000	10-2							5
	施策の予算額・執行額 43,557 (35,208) 43,747 (35,162) (33,479) 43,563			43,563			をする内閣の重要政策 寅説等のうち主なもの)	平成23年8, 平成19年1,		び契約の適正化を図るため 方針演説	の措置に関する指針(閣	閣議決定)		

- (注1) 同測定指標は、平成28年度まで「実施回数」を測定することとしていたが、平成29年度から「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。
- (注2) 参加人数は、基本的には実際に研修に参加した人数(又はアンケート回答数)を集計したものであるが、平成28年度以前については、個々の研修によっては予定人数(使用するテキストの発送数)を集計したものもある。
- (注3) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。
- (注4) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。
- (注5) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。
- (注6) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーのテーマについて、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
- (注7) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムのテーマについて、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
- (注8) 国際シンポジウムの開催時期は、例年2月又は3月であったが、平成27年度の実施分については平成28年6月に開催することとしたため、平成27年度においては開催していない。
- (注9) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは,規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として,あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり,公正取引委員会では,総務省と連携して,当該競争評価チェックリストを作成した。
- (注10) 報告書について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。